

副本

令和8年（行ウ）第17号 損害賠償請求行為等請求事件

原告（閲覧制限）

被告 文京区長

答 弁 書

令和8年2月26日

東京地方裁判所民事第51部1A係 御中

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋三丁目5番1号

特別区人事・厚生事務組合法務部（送達場所）

電 話 0 3 （ 5 2 1 0 ） 9 8 6 5

F A X 0 3 （ 5 2 1 0 ） 9 7 1 1

被告指定代理人

同

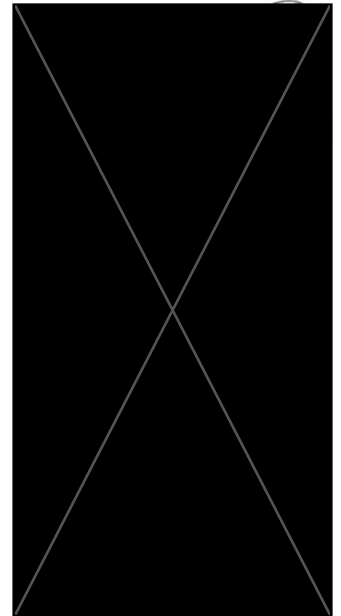
同

同

同

同

同



## 第1 本案前の答弁

### 1 答弁の趣旨

- (1) 本件訴えのうち、請求の趣旨2項に係る訴えを却下する
- (2) 訴訟費用は原告の負担とする

との判決を求める。

### 2 却下を求める理由

- (1) 地方自治法242条の2第1項は、住民監査請求をした場合において、当該住民監査請求に係る違法な行為又は怠る事実につき、住民訴訟を提起することができる旨を定めているから、この住民監査請求前置の要件を充足したというためには、住民監査請求の対象とされた財務会計上の行為又は怠る事実と、住民訴訟の対象とされた財務会計上の行為又は怠る事実との間に、同一性のあることが認められなければならない（なお、最高裁平成10年7月3日第二小法廷判決・裁判集民事189号1頁参照）。
- (2) これを本件についてみると、原告は、原告が本件訴えに先立ち行った住民監査請求において、
  - ① 2025年5月8日付け「世界に向けた学びを紡ぐプロジェクト研修実施業務委託」に関する委託契約の締結行為（契約番号は7契約5696号と思われる。）
  - ② 上記契約に係る支出負担行為および支出命令（起案番号、支出科目は不知）
  - ③ 上記契約の履行確認・検査検収に関する会計行為（「公金の支出」を含む。）を、住民監査請求で対象とする財務会計上の行為として特定している（甲2の1頁、甲5、甲6の1及び2）。

一方、原告は、本件訴えにおける請求の趣旨2項において、

① 令和8年度以降の「世界に向けた学びを紡ぐプロジェクト研修実施業務委託」につき、業務委託契約をすること

② 令和8年度以降の「世界に向けた学びを紡ぐプロジェクト研修実施業務委託」につき、公金の支出をすること

を、本件訴え（住民訴訟）で差止めを求める対象とする財務会計上の行為として特定している（訴状第1の2）。

このことから、明らかなように、請求の趣旨2項に係る訴えについては、住民監査請求の対象とされた財務会計上の行為と、住民訴訟の対象とされた財務会計上の行為との間に同一性がない。

(3) したがって、請求の趣旨2項に係る訴えは、住民監査請求前置の要件を欠く不適法な訴えであるから、却下を免れない。

## 第2 請求の趣旨に対する答弁

1 原告の請求をいずれも棄却する

2 訴訟費用は原告の負担とする

との判決を求める。

## 第3 請求の原因に対する認否及び被告の主張

追って、準備書面を提出する。

### 附 属 書 類

1 代理人指定書

1 通